

## 1 事業名 S A N B E 親子合宿 ～生命の絆～

### 2 必要性

2010年7月に策定された、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「子ども・若者ビジョン」では、「非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるように支援する。子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行う」ことが提言されている。また、保護観察中の少年が、社会参加活動をすることや、関係機関による家族関係の調整の必要性も提言されている。青少年の健全育成を目的に掲げる国立青少年教育施設は広く関係機関と連携し、この問題に先進的に取り組む必要がある。

### 3 趣 旨

家庭裁判所で試験観察中の青少年とその家族に、親子合宿形式での自然体験活動の機会を提供することにより、親子関係の修復を図り、本人と家族双方の立ち直りを支援する。

### 4 補導委託者

松江家庭裁判所

少年法25条第1項および同条第2項第3号により、松江家庭裁判所から特定の状況にある少年の補導を、国立三瓶青少年交流の家が委託され実施した事業である。

### 5 期 日

平成22年11月8日(月)～9日(火)

(他団体との関わりについて配慮が必要な状況が予想されたため利用者の少ない時期で、かつ、家庭裁判所調査官などの参加が可能な平日開催とした。)

### 6 参加者

- (1) 募集対象・人数 特定の状況にある少年とその家族・6名程度
- (2) 参加人数 4名
- (3) 参加者分析 少年2名、保護者2名(父親1名、母親1名)  
(よりきめ細かな活動の支援がしやすい人数であった。)
- (4) 参加者地域 島根県4名

### 7 参加経費 2,710円

### 8 事業の内容

#### (1) 事業の特色

本事業は、家庭裁判所からの委託を受け、試験観察中の青少年とその家族を対象として行う事業である。当事者にとって家庭裁判所の審判を前にした重要な時期に実施する本事業は、青

少年が家族や自分を見つめ直す大きな契機になると思われる。家庭裁判所との連携としては、国立三瓶青少年交流の家を補導委託先登録し、家庭裁判所調査官と共に実施にあたっての諸問題を検討のうえ、企画し実施するものである。青少年の非行問題に当事者の家族が真剣に向き合う機会となるよう、実施形態は青少年を含めた親子合宿とする。活動は自然体験プログラムを主体として国立公園内にある当施設の立地条件を十分に生かした活動プログラムを通して、今一度親子の絆を深め、立ち直りを支援する周囲の温かい目に気付く機会を提供する。

## (2) プログラムデザインと企画のポイント

審判を前にした試験観察中の少年とその保護者を対象とした事業であるために、参加者のプライバシーを保護することが重要である。参加者は期間中ニックネームのみで呼び合うこととした。少年たちの非行についても直接少年に関わるスタッフのみで共有し、情報が関係者以外に漏れることがないように細心の注意を払った。

プログラム立案については、会話が自然とはずんで親子の絆を深めることができる楽しいアクティビティを取り入れた。雨天時を想定したプログラムも準備し、晴雨どちらでも会話を促進し、親子で相談しながら進めていくようなプログラムとした。また、少年のみ、保護者のみのプログラムも計画し、自己のふりかえりや、保護者同士の情報交換の時間を大切にした。

## (3) 広報のポイント

松江家庭裁判所の委託事業であるため、裁判所が参加者を決定する。

## (4) 日程表

11/8 (月)	10:00	10:30	11:00	12:00	13:00	16:00	19:00	20:00	20:40	21:30	22:00
	受付	日程説明等	カブラ	昼食	スナックゴルフ (体育館でのミニゲーム)	野外炊飯 (4種類のバイキング形式)	入浴	SAP	(少年) 一日のふりかえり (保護者) ミーティング	就寝準備	就寝

11/9 (火)	7:00	9:00	12:00	13:00	14:30
	起清朝 床掃食	オリエンテーリング 自然散策 (カローリング)	昼食	ふりかえり わかちあい	解散

## (5) 運営のポイント

松江家庭裁判所との連携を密にして(当日も含め打ち合わせを6回行った)ねらいの確認、プログラムの進め方、関わり方等を共有した。特にプログラムを検討する段階では、当施設の提供できるプログラムのねらいが、家庭裁判所のねらいと合致したものかどうか、また、どのプログラムにより力を入れると有効であるのかを、雨天時のプログラムを含め綿密に打

ち合わせを行った。

事業実施中は、天候や参加者の体調等を考慮して、プログラムの時間配分に幅を持たせ、参加者の状況に合わせた活動を実施した。

プログラムの進行は当施設の職員が、オープニングやふりかえりは家庭裁判所調査官が担当するように分担し、事業実施中はお互いに日程の進め方を相談しながら実施した。

宿泊は、セミナーハウス（別棟 1 団体で使用）とし、他団体との接触をできるだけ避けるようにした。

当施設職員に、事業の趣旨や参加者への配慮事項等について伝え共通理解を図った。

#### （ 6 ）安全管理のポイント

活動プログラムのほとんどを野外での活動としたため、事前に松江家庭裁判所調査官と共に、活動場所の確認や踏査を行った。

少年たちと行動を共にしたり意識的に声をかけたりすることによって、信頼関係を築くとともに健康状態や心理状態の把握に努めた。

### 10 アンケートの満足度・主な記述

- ・楽しく協力してできた。
- ・家族だけでなく、他人との仲も深められるプログラムだった。
- ・困っているときに助けてもらってうれしかった。
- ・スポーツが今までやったことがなくて楽しかった。
- ・メニューが多く楽しめる。
- ・参加者の体調等考慮した時間配分でした。
- ・雨天で外のプログラムができなかったのが残念です。

### 11 成果と今後の課題

#### < 成果 >

活動プログラムの多くを親子で相談したり、作戦を立てたり、協力したりしながら進めていくものにより、必然的に親子で話し合ったり協力したりしなければならない状況を作り出すことができた。そのことにより、自然と親子の会話がはずむきっかけとなり、相互理解を深められたと考える。

参加者の感想に、「相手のことを考えて行った。」「久しぶりに親子で同じ部屋に寝た。」「いつもとは違う話ができた。」とあるように、この親子合宿で親子が日ごろ交わさない会話を交わし、お互いの存在を改めて意識できたことは、大変意義深いことである。

#### < 課題 >

本事業は、特に配慮を要する事業のため、細部まで入念に打合せをして実施する必要があった。来年度以降も継続して実施していくためにも、当施設と松江家庭裁判所のこれまで以上の連携や、双方の担当者間での引継ぎをしっかりとしておくことが重要である。

また、今回は雨天であったためプログラムに余裕ができ、隙間の時間には、普段できない親子

の会話や、親と調査官との会話が促進された。参加者の状況にもよるが、こうした隙間の時間は大切であり必要であると思われるため、今後は意図的に日程の中に入れてもよい。

## 12 普及計画・普及実績

- ・家庭裁判所と宿泊研修施設が連携して、試験観察中の少年とその家族を対象に自然体験活動を取り入れた親子合宿を、関係機関に働きかけて他の家庭裁判所に普及できる方法を模索する。
- ・松江少年友の会の便りに、親子合宿に関する記事を掲載する予定である。

## 13 その他

本事業は、親子関係の見直しや修復をねらいとし、松江家庭裁判所と連携して平成22年度で5回目の実施となる。これまで連携を積み重ねてきた経緯から、1泊2日という短期間ではあるが、親子関係の修復に有効なプログラムを提供でき、時間の経過とともに親子の絆や関係が深まっていく様子を間近で見ることができた。事業実施後のアンケートや感想文からも、親子にとって充実した2日間であったことが読み取れた。

直前の打合せで、親子合宿に関わるスタッフが顔合わせをし、情報を共有し共通理解を図って本事業を運営できたことが重要なポイントであった。こうした綿密な事前の準備をすることが親子が安心して活動に取り組める要因となった。

今後は、両親そろっての参加が可能であれば、さらに効果の上がる事業になると考える。

(担当 小西 勝典)